【書評】

# 井上達夫『世界正義論』（2012年）

A Book Review of INOUE Tatsuo's "Theory of Global Justice"

栩木憲一郎
TOCHIGI Kenichiro

**要旨**　本書では、グローバル化の進展する現代社会において避けて通ることの出来ない国際社会の諸問題が取り上げられ、それらが「世界正義（Global Justice）」の問題として論じられている。筆者はまず世界正義なるものの理論上の成立可能性をめぐる議論から出発し（第一章・第二章）、続いて具体的な問題として、国家体制の国際的正統性条件と人権との関係（第三章）、世界的規模での貧困問題の解決を目的とした世界経済における格差是正の問題（第四章）、さらには国際社会における武力行使の正当性をめぐる戦争における正義の問題（第五章）を論じ、最後に今後のあるべき世界統治秩序を構想している（第六章）。本書ではこれらの問題をめぐる現在の代表的議論と筆者の見解がきわめてよくまとめられており、今後の世界秩序を規範的に構想する際の良き手引書となっている。

## 1．本書の概要

まず本書の第一章冒頭において、筆者は本書の題名にもつけられている「世界正義」という言葉の意味から話を始めていく。そもそも筆者によれば、「正義」とは法の内在的理念であり、法を導くものである。このような「正義」という言葉の理解は規範と事実を予定調和的に把握するのではなく、あくまで規範を現実を導くものとしてとらえ、その規範の内実を追求していこうとする筆者の基本的姿勢を現すものであり、本書はこのような筆者の法哲学の射程を世界的次元にまで広げた試みなのである。もちろん筆者は世界正義なるものがイデオロギーとして利用されることに自覚的ではあるが、そのようなイデオロギーとして利用されること自体が、筆者によれば世界正義というものが要請されざるを得ない事実を現しているのである。そして筆者は本書において追求されるべき世界正義のより具体的な問題系として、世界正義理念の存立可能性そのものの問題と、国家体制の国際的な正統性をめぐる問題、さらに世界経済における正義の問題と戦争における正義の問題、そして最後に今後のあるべき世界統治構造の問題を挙げ、それらを第二章以降の課題として提示する。

次の第二章においては、世界正義なるものが成立するのか否かが議論されることになる。ここで筆者が批判の対象としたのが、正義の理念をあくまでも、もしくはなるべく国内の議論に限定しようとする議論であった。このような世界正義の存在そのものに対して否定的な議論の背景には、世界的な正義なるものがこれまで大国の恣意的な軍事力の正当化に用いられてきた経緯があった。そしてそれに対する反発とでもいえる諦観的平和主義や、国内における正義の徹底的な貫徹を求めながらも、世界的規模では最小限の正義の貫徹のみを要求する内在的限定論の立場からは、世界正義の問題は消極的な形でしか語られなかったのである。この二つの立場に対して、筆者は、まず諦観的平和主義についてはそれ

が成立した背景に一定の理解は示しながら、本来そのような大国の横暴を抑制するものとして普遍的正義の概念が考えられるべきであり、大国の軍事行動の正当化を抑制するための、戦争と平和をめぐる正義論の確立こそが求められるとする。また内在的限定論に対しては、現在のグローバル化の流れにおいては、世界的規模での経済上の富の再分配や統治の基本的構造に伴う諸問題に対応せざるを得ない点を指摘し、全世界の人々の間で共同性が強化されつつある現在においては、この世界的規模で形成されている社会を正義に適った社会へと改革する権利と義務が存在することを自覚すべきだとしている。

続く第三章においては、筆者は国家体制の国際的正統性をめぐる議論を展開する。このような筆者の議論の立て方については、そもそも国家体制の国際社会における国際的正統性を論じること自体を疑問視する議論が存在する。それはある国家体制が一定の領域とそこに住む人々を実効的に支配していれば、それで国際的な正当性の承認を受けられるものとする実効支配還元論の立場であり、また国家における正当性と正統性を区別し、国際社会における正義をめぐる対立点の多様さから、国家体制の国際的正統性の議論を世界正義の議論とは異質とする立場である。

これに対して筆者は第一の実効支配還元論については、世界人権宣言等の存在を挙げ、実定国際法上も実効支配原則を自明視することは不可能であり、また国際社会がある国家に国際的承認を与えることは、その国の政府が国内資源を国民の名において自由に使用・処分するという極めて大きな特権を付与するため、実効支配原則がアフリカ等の発展途上国において内戦や紛争を引き起こす原因となっている、といった問題点を指摘する。また、国家の正当性と正統性を区別する立場に対しては、両者を区別することに同意はするものの、それは両者が無関係に存在することを意味するのではなく、国家体制が何らかの正義に対する志向性を有してこそ、正統性が認められることを筆者は強調する。そして筆者はある国家体制が正義に対する志向性を有しているか否かを判断する基準として、基本的人権の最小限のリストを考えるブキャナンの議論を紹介しながら、自身の正統性についての議論である正義概念基底化論を展開しつつ、筆者自身の考える国家の正統性の要件として、治者と被治者の立場の反転可能性の保障と少数者保護の制度上の保障を挙げる。これが筆者の国家体制の正統性の国内的承認条件であると同時にその国家体制の国際的正統性の条件を構成する。そしてこの条件を満たさない国家体制に対して国際社会は国家承認を行うべきではないと筆者は主張する。

しかしながら筆者がこの国際的正統性の問題を論じるに当たり、問題としなければならない議論はこれだけではなかった。この章において筆者が強く批判するのがリベラルな立憲民主主義体制において承認される個人の権利が制約されていても、国家の正統性は承認されるというロールズの「節度ある階層社会」の擁護論である。人権を制約することで利益を得ている支配者層のみならず、人権を制約されることで不利益を被る人々まで国内体制の正統性を承認していると考えるこのようなロールズの議論は、筆者によれば「御用学的お追従」でしかなく、特定の道徳的教説から独立した正義構想を立てようとした本来のロールズの立場からの逆行でしかない。筆者はこのようなロールズの議論の背景にある、武力介入を含む圧力によってリベラルな人権概念を押し付けようとする文化帝国主義への警戒を見て取りながらも、「節度ある階層社会」の体制の正統性を否定することがすぐに武力介入を正当化するわけではない点と、「節度ある階層社会」を容認することは内政不

干渉ではなくその体制の支配者層に特権を与えて支援するという積極的な内政干渉を行っているという問題点を指摘する。そして筆者はここで改めて国家の正統性の条件としての人権の概念と主権国家の関係についての考察を展開していく。

そもそも筆者によれば、個々人の人権を、中世的システムを構成する封建的社会権力から守るために主権国家は成立したのである。従って主権の至高性とは個々人の人権を侵害するような社会的権力に対する至高性であり、人権に対する至高性でない。従って人権理念に国家主権の存在理由が存することになる。主権国家の意義は人権保障の制度的基盤として把握し直されるべきなのである。そして国際的正統性を承認される条件としての人権は、具体的には市民的政治的人権であり、この権利の最低限の保障が国家には求められることになる。

しかしこの市民的政治的人権保障という正統性条件を満たす体制が、国民の社会経済的人権を十分に実現するために必要な経済発展が出来ない場合、世界経済における正義が問題となる。

そこで筆者は第四章においてこの世界経済における正義を問題とする。特にその際に筆者が指摘するのが深刻な世界における貧困の問題であり、さらにその対処には先進国の「豊かさの既得権」の見直しが必要であるにもかかわらず、実際にはそれを拒む先進国の自己欺瞞が横行する事態である。筆者によれば政治哲学者ロールズもその例外ではない。筆者は世界的な分配の正義に否定的なロールズの議論を論理的整合性も倫理的理解可能性も欠如したものとして細かく、かつ厳しく批判する。そして筆者はロールズよりもより真摯な形で世界の貧困の問題に取り組むために、これまでの分配の正義（積極義務論）の議論だけではなく、近年ポッゲらによって主張され始めた匡正的正義の議論（消極義務論）に注目する。この議論はこれまでの西側先進国の植民地支配に代表される加害責任に注目し、その是正を求める議論である。この消極義務論の方が、筆者によれば世界的規模での貧困是正に向けたより強い義務を先進国に対して課すことになる。もちろん、筆者はこの消極義務論と積極義務論の二者択一を主張しているわけではない。筆者は積極的義務論の主張者であるミラーの議論に潜む、西側先進国に都合の良いナショナリズムへの傾向を鋭く指摘しながら、この消極義務論と積極義務論を組み合わせて用いることで、西側先進国に世界的規模での経済格差の是正に向けた積極的取り組みを促すことを主張しているのである。

続く第五章において、筆者は戦争における正義を追及しようとする。その際に筆者はこれまで存在してきた戦争をめぐる議論を、戦争の正・不正を規範的に区別するか否か、そして何らかの政治的目的の手段として戦争を認めるか否か、の二つの座標軸、四つの象限で整理し、積極的正戦論と消極的正戦論、無差別戦争観と絶対的平和主義をこれまでの戦争理解の枠組みとしてあげる。そしてまず筆者は、積極的正戦論と無差別戦争観については、歴史的に見ても、また原理的にも、戦争という暴力の抑制に失敗している点を挙げ、これらを退ける。そして絶対的平和主義に対しては、その問題点を自己犠牲といったあまりにも過酷な道徳的要請を行う点に求め、その要請に応えることのできなかった国家が、自衛のための権利を行使してもそれを道徳的に非難するのは適切ではなく、むしろそのような行為は是認されるべきとする。最終的に絶対的平和主義は消極的正戦論に吸収され、その内部で良心的兵役拒否の思想という形でその位置を占めることになるとされる。そして筆者の立場は、この消極的正戦論を再定位していく立場なのである。

この消極的正戦論の再定位において、筆者は消極的正戦論の立場においても問題とならざるを得ない軍事的な人道的介入については、まずそのような行為は、諸国民の自律性の尊重という観点から最大限抑制されるべきであると同時に、政治的正統性の欠如した国家に対する非軍事的介入や、体制変革の主体としての国民の存在そのものを大量虐殺等によって抹殺する事態に対する軍事的な人道的介入は是認されることを主張する。しかしその際の介入は、あくまで対象となる国民が自らの政治的自律性の下に改革を行うことを可能にする「機能付与的介入（enabling intervention）」であるべきとし、また介入主体の資格審査の厳格化を主張する。

このような筆者の議論は現在の集団的安全保障体制である国際連合の改革案にまで及び、五常任理事国が支配する安保理の法的統制や国際司法裁判所の権限の強化が国連改革の方向性として挙げられる。そして集団的安全保障体制の正統性として、筆者は一貫した実現可能性と権力行使に伴う全ての責任コストの負担を、特にその集団的安全保障体制を実質的に担う国家に求めるのであった。

続く第四章において、筆者は現在の世界秩序の現状分析と筆者なりのあるべき世界統治構造を示そうとする。筆者によれば、グローバル化が急速に進展する現在、国家と競合する主体として、個別国家に対して、いわば上から、何らかの集合的権力を行使する制度機構である超国家体（supra-state entities）と、下から、ないし国境を横断する形で個別の国家に対し影響力を行使する市民運動や多国籍企業といった脱国家体（extra-state entities）が現れるようになった。

しかしここで問題となるのが、既存の国民国家を超えた新たな可能性を示すかに見えるこの上からの超国家体や、下からの、ないしは横断的に形成される脱国家体の形成が、実際にはアメリカに代表される一部の強国による経済的、そしてイデオロギー的な階層支配を支え、それを強化しているという点である。そもそも筆者によれば超国家体に見られる超国家的権力集中や脱国家体に見られる脱国家的権力分散は必ずしも望ましい世界秩序ではない。筆者は超国家体問題点として、まず超国家的権力集中の典型である世界政府はそこからの離脱不可能性や民主的統制が困難になる点、さらに階層的秩序の拡大再生産を招く可能性が高い点を指摘し、「専制の極限形態」となる危険性が極めて高いという結論づける。またEU等の多極的な地域主義についても、民主的統制の困難さや地域間の紛争を誘発しかねない点を問題として挙げている。そして他方脱国家体の存在に対しても、多国籍企業といった経済的脱国家体は結局のところ覇権的秩序に寄生する形で利益を享受する存在であり、経済のグローバル化は国家間の共同による公正な市場システムが形成されてこそ、世界的貧困問題の解決や平和の促進に寄与しうるとする。またグローバルな形での市民的公共圏の形成も、本来は望ましいことであるが、筆者はこの流れに対しても、覇権的秩序の影響にさらされるという問題点を指摘している。

そしてこれらのグローバル化の問題点を踏まえた上で、筆者が提唱するのが主権国家システムの再定義と再評価である。特に筆者はこのシステムの中核にある主権国家対等原則を改めて再評価し、これこそが弱小国の強国の覇権的秩序に対する保護機能を有しているとする。そして筆者は第三章において述べた主権国家と人権理念の深い結びつきに注意を促し、筆者が再定義する主権国家システムにおいては、人権保障責任を果たしていることこそが主権国家の正統性の条件であり、それを果たさない国家に対する国際的圧力がむし

ろ要請されることになる。また市民の人権を保障できる国家こそが逆に法の支配を貫徹できるだけの強い国家権力を有しているとも言えるのである。

そして筆者が提起するのが「諸国家のムラ（the village of state）」と呼ばれる世界統治の構想である。この構想では、諸国家は、国内における人権を保障できるだけの力はあるものの、他の国家なしに存立できるほど強くはない、相互に脆弱性が共有されている状態にある。そのような状態にあっては消極的正戦論に基づく国家間の制裁のみが存在し、また筆者が第三章において述べた国際的正統性の承認条件のみを満たす国を中心とした様々な国際協力体制が築かれることになる。筆者の構想では、覇権的秩序を反映した超国家体とは全く性質の異なった国際機構や国際秩序が形成されるのである。

もちろん筆者は、現在のグローバル化の進展を全く評価しないわけではない。人権や環境保護といった価値のグローバル化を推し進めた点もあり、積極的に評価できる側面もある。しかし問題は、このグローバル化の進展が同時に強大国の覇権的秩序の強化とも結びつき、さらにこの覇権的秩序による侵食が一見それとは無関係な領域にも及ぶこととなった点である。筆者によれば、このような強大国の覇権的支配に対抗するには脱国家的な権力分散の方向性だけでは不十分である。そして主権国家システムの規範的意義を再評価し、その潜在的意義を生かし、「諸国家のムラ」と筆者の呼ぶ構想に基づき、世界秩序を脱覇権的・非階層的な統制と協力のモデルに接近させていくことこそが、筆者の主張するあるべき世界統治構造の形成に他ならないのである。

## ２．今後の課題

以上、本書の内容を概観したが、筆者の世界的規模で存在する経済的貧困や人権侵害といった不正に対し、それを普遍主義によって批判し、改善していこうとする問題意識には共鳴を感じざるを得ないものがあり、また不正を放置し、時に助長しかねない議論に対する筆者の批判は鋭いものがある。もちろん本書における議論はあくまでも法哲学上の議論であり、それをどのようにして実際の民主的討議に裏打ちされたものにしていくかが今後の課題となろう。

またもう少し議論を深めて欲しいと思うところがないわけではなかった。例えば第五章における絶対的平和主義に対する筆者の見解については、絶対平和主義が論理上容易に消極的な性質のものとはいえ正戦論に吸収されるとは考えづらい。また絶対平和主義がなぜ良心的兵役拒否という形で筆者の消極的正戦論において認められるのかについてのより詳しい説明が必要であったように思われる。

さらに第六章における筆者の「諸国家のムラ」という構想については、既存の国民国家体制といかなる点が違うのか判然とせず、本書の結論としては結局現在の国民国家体制の維持と強化を訴えているだけとの印象が否めない。しかし、既存の国民国家体制の問題を克服するために本来超国家体や脱国家体は形成されたのである。超国家体における民主的統制の困難さという指摘は筆者の主張する通りではあるが、民主的統制をどのようにして超国家体において維持していくかが追求されるべきであったように思われる。

そして本書を読んで今後の課題として改めて感じざるを得なかったのは、市民的公共圏の深化という課題であり、さらにより具体的には国際社会からの支援を求める人々と、それを支援していく側（より具体的には欧米先進国）との間の連帯を促進していく民主的討

議の枠組みをどのように形成するかという課題である。言うまでもなく、本書においても筆者が強調するように、世界的規模での貧困や格差、さらに国内における人権抑圧や戦争に苦しむ人々自身が、政治的自律性を発揮し、自分たちの力でそれらの問題を解決していくことが最も求められている。それゆえ一方的な決定を経済的・軍事的に強制することは、抑制されなければならないが、それは決して世界正義に反する現実を放置することを意味するものであってはならない。そこで求められているのは支援を訴える人々が求めているものが何であり、また援助する側が出来ることが何であり、望ましいと考えていることは何であるのかを、具体的に相互に議論し、追求していく姿勢とそのための枠組みである。そしてこのような形での公共圏の深化が、国際機構における民主的統制と結びついていくのではなかろうか。その点において市民的公共圏は、筆者によって問題点が指摘はされるものの、全く現実において問題点が生じない制度や社会など存在し得ないのであるから、今後の深化がさらに望まれることであろう。

本書は世界正義をめぐる現在の議論とそれに対する筆者の見解をよく整理し、まとめた一書であり、今後の世界秩序を公共圏において規範的に構想する際の良き手引書となっている。今後の上述した課題に対する筆者のさらなる議論の深まりを期待し、本書評をしめくくることとしたい。